

事故調査対象事例の紹介 車輪脱落事故の防止について

大型トラックの衝突事故（千葉市美浜区）

【事故概要】

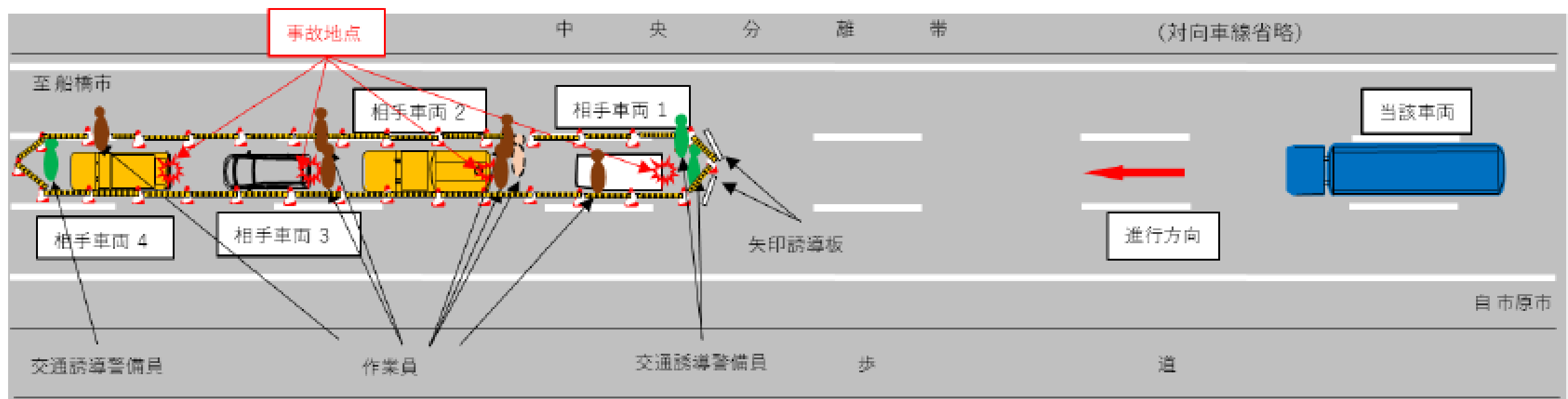
令和元年12月11日午前2時11分頃、大型粉粒体運搬車が、国道14号を走行中、前方不注意により白車線上にあった工事現場に突入し、工事現場の作業員や工事関係車両（4台）に衝突。

この事故により、工事現場の作業員のうち2名が死亡、2名が重傷、3名が軽傷。

事故惹起車両 ⇒



⇐ 相手車両 1



参考図 2-1 事故地点見取図

見通しのよい片側 3 車線の第 2 車線を走行
 いつも通っている道路でスマホを見ながら運転
 工事には気づいたが、左側の車線と思い込んだ

【原因】

○前方不注意

- ・通り慣れた道路で交通量も少なかったことなどから、スマートフォンを注視・操作しながら運転。

○一方的な指導教育

- ・指導教育は実施しているものの、運転者に対し内容の理解を確認することなく、欠席者に対するフォローもなし。

○不十分な運行管理

- ・運行経路における道路・交通状況に関する情報収集が不十分であり、点呼時の安全運行のために必要な指示等も不十分。

【再発防止策】

- 「ながら運転の禁止」に係る指導の徹底。
- 指導教育の欠席者に対するフォローだけでなく、運転者が指導内容を理解しているか確認するとともに、指導結果を次の指導に活かすなど、実効性のある指導教育の実施。（例：ドライブレコーダーの映像記録による理解度の確認）
- 道路情報等の収集及び当該情報を踏まえ、始業点呼時に安全な運行経路を指示するなど、安全運行に係る運行指示等の徹底。
- 安全運転支援装置（衝突被害軽減ブレーキ等）の導入の検討。

運転手に懲役3年6月 千葉市7人死傷、千葉地裁判決
2020年3月18日 05:00 | 無料公開

千葉市美浜区で13トンタンクローリーが下水道の工事現場に突っ込み7人が死傷した事故で、自動車運転処罰法違反（過失致死傷）の罪に問われた市原市五井東1、元運転手、近藤直樹被告（43）の判決公判が17日、千葉地裁で開かれ、酒井孝之裁判官は懲役3年6月（求刑懲役5年）を言い渡した。

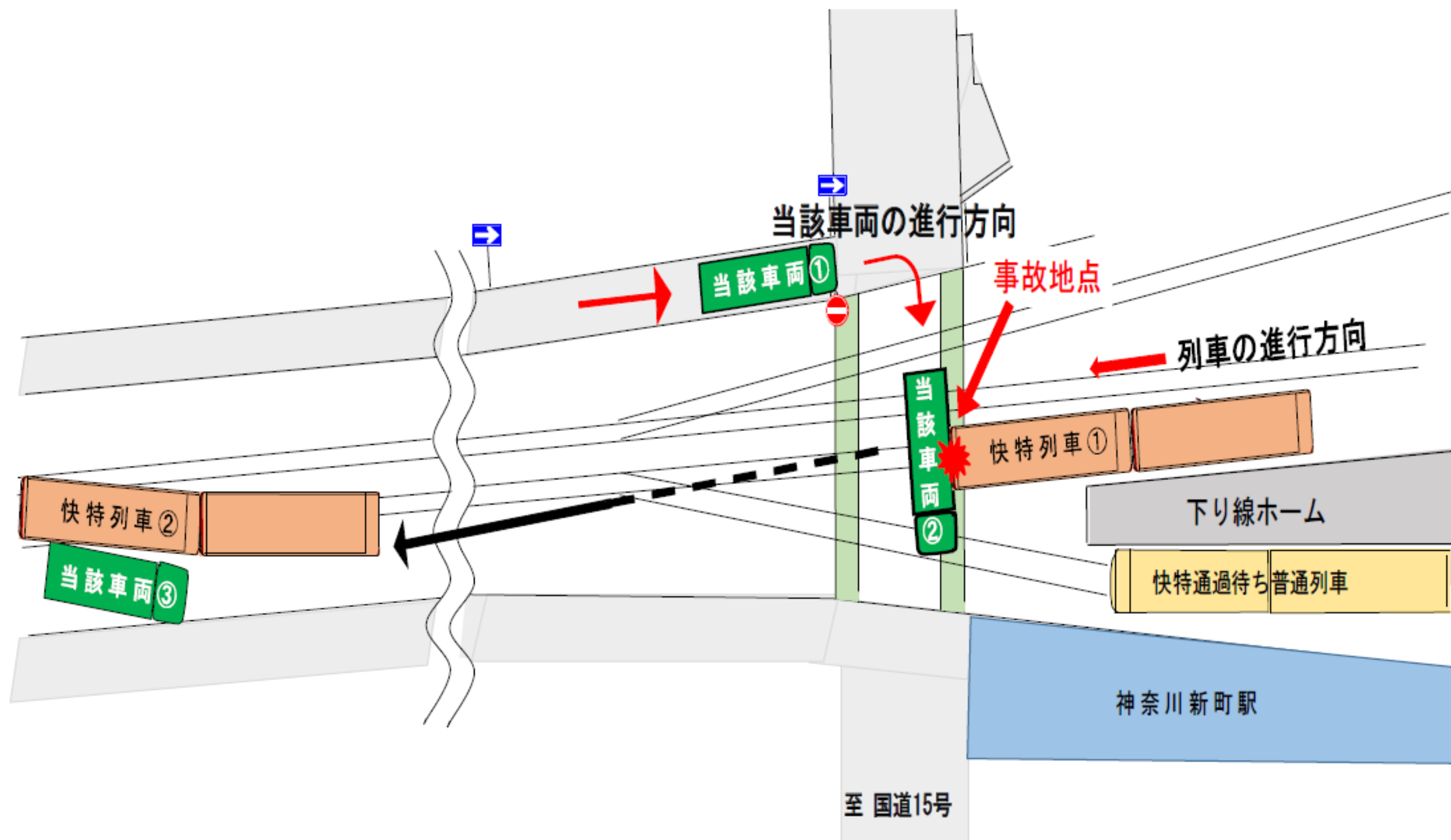
判決理由で酒井裁判官は、前方で工事が行われていたことを認識していたにもかかわらず、スマートフォンを操作するなど脇見運転をしていたとして「初歩的な義務を怠り、緊張感が緩んだ状態だった」と指摘。2人が死亡したほか、5人のけがの程度も重く「（被害者の）無念や苦痛の思いは計り知れず、刑事責任は重い」と述べた。

大型トラックの踏切事故（横浜市神奈川区）

【事故概要】

令和元年9月5日 午前11時43分頃、大型トラックが、踏切遮断機が下りている踏切道を通過中、列車と衝突し、大型トラックが大破（一部焼損）、列車の一部が脱線。

この事故により、大型トラックの運転者が死亡、列車の乗客15名が重傷、列車の運転士、車掌及び乗客60名が軽傷を負った。





【原因】

- ・ 予定していた運行経路を急遽変更し、狭あい道路に迷い込んだにも拘わらず、運行管理者等に連絡・相談しなかった。
- ・ また、道幅が狭くなると認識できる状況であったにも拘わらず道路状況を確認しないまま直進し、踏切道に進入。



【再発防止策】

- ・ 道に迷ってしまったとき等は、運行管理者等へ連絡・相談するなど、緊急時対応の教育を行う。
 - ・ 運転者の運転経験、技量、運行する車両等を考慮した、安全な運行が確保できる運行経路の作成。また、定期的に運行経路の道路状況等を確認し、安全な運行が困難な場合には運行経路の見直し。
 - ・ 始業点呼時に道路情報等を踏まえた安全な運行経路を指示するなど、点呼を確実に実施。
 - ・ 踏切道通過中に踏切警報機及び踏切遮断機が作動した場合には、速やかに踏切から退出。
- また、運行不能となった場合には、列車に対する適切な防護措置を実施。

横浜市神奈川区の京急線の踏切で昨年9月、トラックと快特電車が衝突した事故で、国土交通省関東運輸局は、運行管理者を配置しなかったなど計12件の法令違反があったとして、トラックを運行していた運送会社（千葉県香取市）に事業停止60日間の行政処分を出した。

関東運輸局によると、処分を受けたのは「金子流通サービス」。事故を受け、昨年9月と12月の計4日間にわたって立ち入り検査をし、法令違反を確認した。

事故は昨年9月5日、発生。トラックの男性運転手＝当時（67）＝は死亡し、電車の乗客30人以上がけがをした。県警は男性が運転ミスで踏切内に立ち往生したことが事故の原因とみて、自動車運転処罰法違反（過失傷害）の疑いで捜査している。

（2020年10月14日 産経新聞）

タクシーの衝突事故（北九州市戸畑区）

【事故概要】

令和2年12月17日 午後8時50分頃、タクシーが乗客3名を乗せて下り勾配の道路を走行中、一時停止標識がある交差点を一時停止することなく直進、同交差点先の左カーブにおいて、道路右側にある民家の塀の角部分に衝突、さらにその先の電柱に衝突して停止。

この事故により、乗客1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷。また、タクシーの運転者が死亡（事故が原因かは不明）。

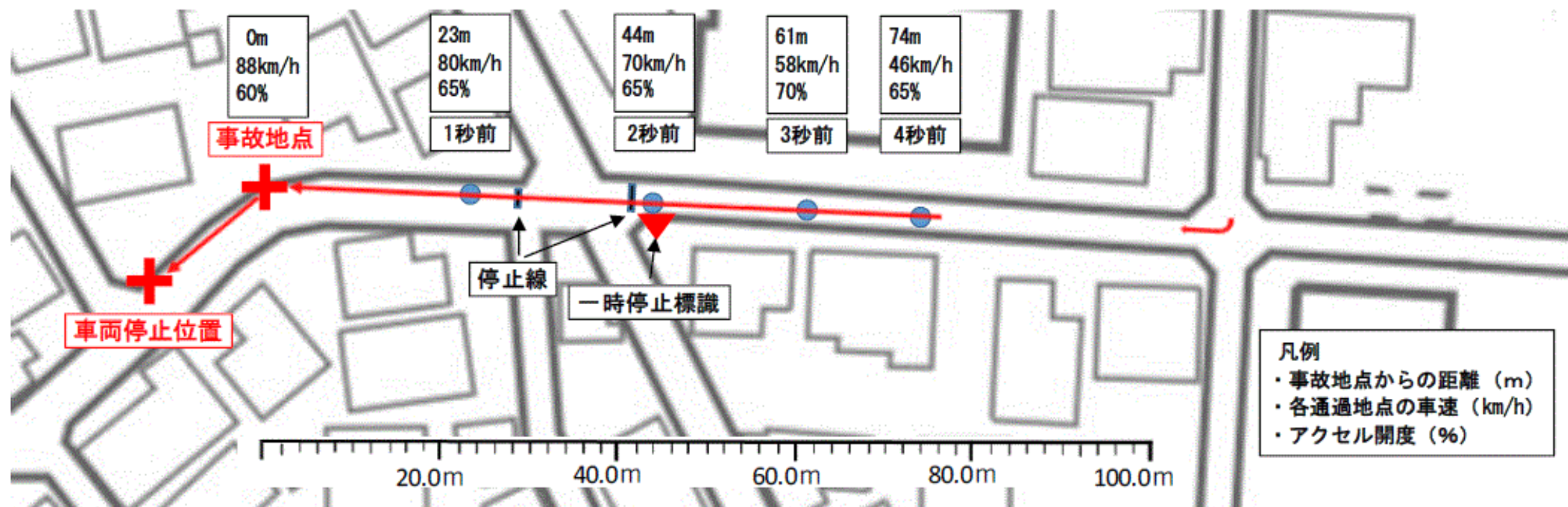
北九州市戸畑区で昨年12月、タクシーが電柱に衝突し、男性運転手（当時74）と乗客の男性（同72）が死亡する事故があり、心臓に持病がある運転手が衝突前に意識を失っていたとみられることが、捜査関係者への取材でわかった。福岡県警は、運転手を自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致死傷）の疑いで容疑者死亡のまま書類送検する。

戸畑署によると、事故があったのは17日午後8時50分ごろで、戸畑区福柳木1丁目の市道でタクシーが電柱に衝突。男性運転手と後部座席に乗っていた近くの会社役員の男性が死亡した。同乗していた70代の妻は手首などを骨折する重傷で、40代の娘は首にけが。現場は緩い左カーブで、タクシーは道路右脇の電柱に正面からぶつかった。

捜査関係者によると、担当医への事情聴取で、運転手には心疾患の持病があったことが判明。さらに運転手の死亡を確認した医師が「衝突前、心不全で意識を失った可能性がある」と診断していたこともわかった。現場にはブレーキ痕がなく、県警は持病の悪化が事故につながった可能性が高いとみている。

運転手が勤めていた北九州市のタクシー会社の社長によると、会社は持病を把握しておらず、事故当日の点呼でも運転手は「健康に異常はない」と答えていたという。例年9月に実施する健康診断は新型コロナウイルスの影響で延期していた。

（2021年1月6日 朝日新聞デジタル）





【原因】

○運行中の意識喪失

○不適切な健康管理

- ・運転者に定期健康診断を受診させていないなど、事業者の健康状態等の把握が不適切。

○不適切な運行管理

- ・運行管理者又は運行管理補助者でない者による点呼の実施が常態化し、健康状態の把握等、安全運行に必要な確認・指示が欠如。

【再発防止策】

○運転者に定期健康診断を必ず受診させるだけでなく、継続的に健康状態等を把握し、乗務困難と判断した場合には、運転者に対し乗務の中止を命じるなど健康管理の徹底。

○運行中に体調異変を感じた場合、直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告・指示を受けるよう指導を徹底。

○選任された運行管理者又は運行管理補助者が確実に点呼を実施し、運転者の健康状態等を的確に把握できるよう適切な運行管理体制の構築。

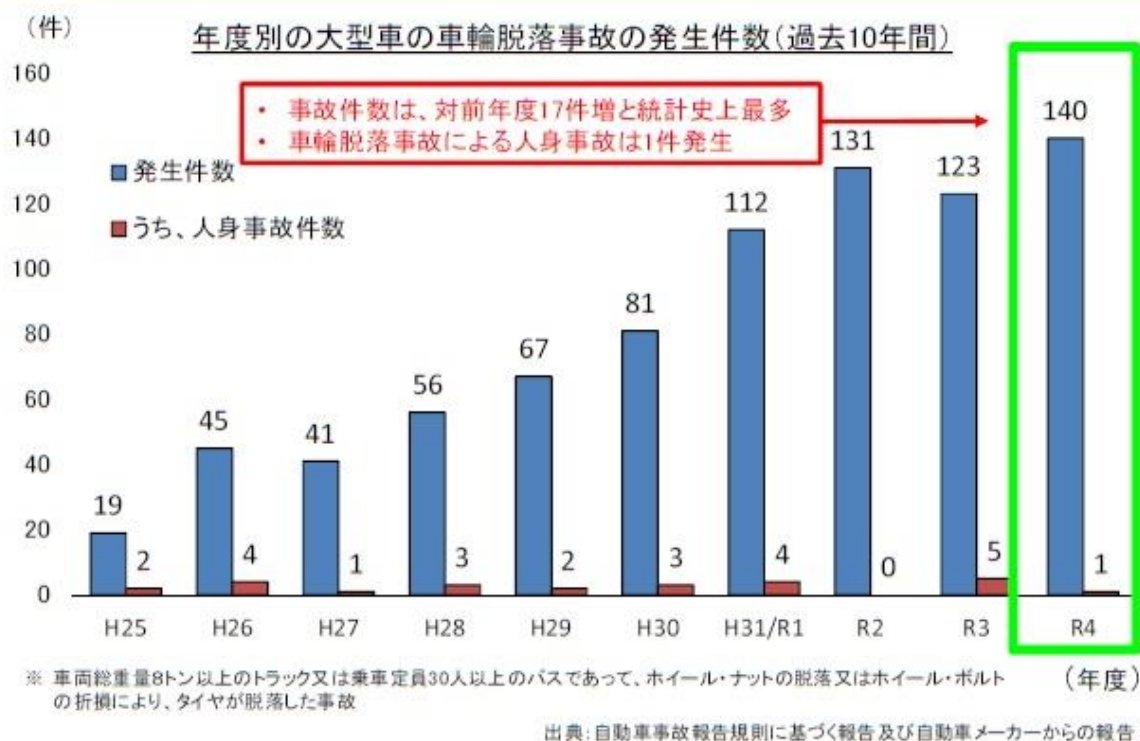
法令等の改正、お知らせ

タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

車輪脱落事故発生状況（令和4年度）【別紙2】



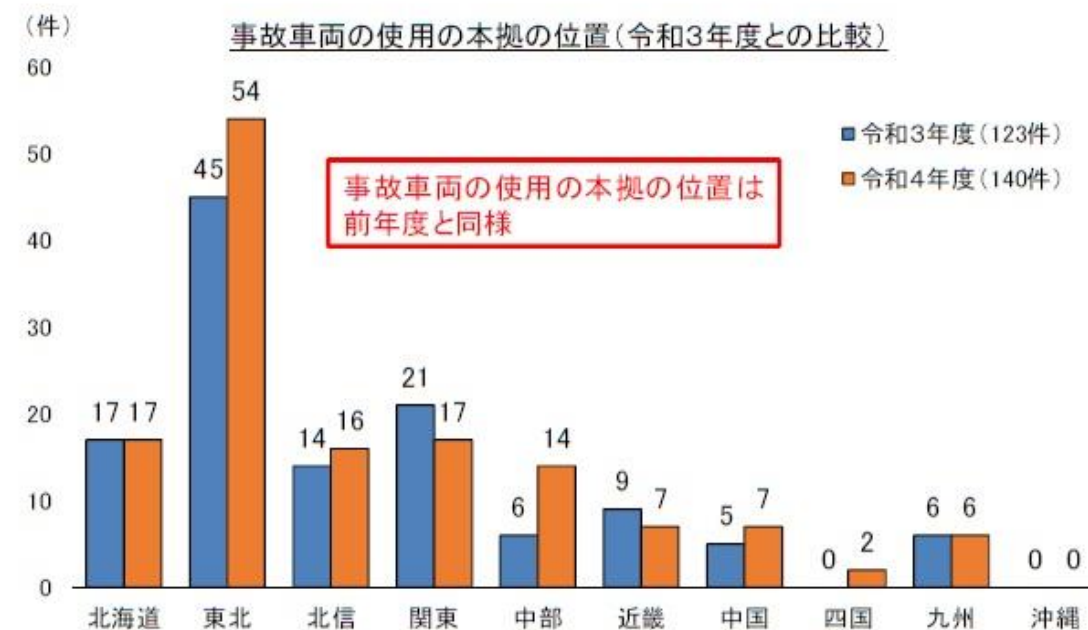
車輪脱落事故発生状況（令和4年度）



車輪脱落事故の月別発生件数



事故車両の使用の本拠の位置（令和3年度との比較）



法令等の改正、お知らせ

タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

トラック

一般社団法人 日本自動車工業会(JAMA)のHPに、「防ごう！大型車の車輪脱落事故」のページが設けられました。

ページ内では、適切なタイヤ脱着作業や作業手順、点検方法などを学ぶための動画教材を見ることができます。

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



⇐「防ごう！大型車の車輪脱落事故」のページへはこちらのQRコードからアクセスできます。

https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/wheel_fall_off/index.html

タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

車輪脱落事故の恐ろしさについて知っていただくため「大型車の車輪脱落事故防止啓発ビデオ」を公開しています



大型車の
車輪脱落事故
防止啓発ビデオ
(YouTube)



①時速60km/hで走行しているトラックからタイヤを放出



②タイヤは30m先の男性（人形）とベビーカーに衝突し、男性とベビーカーは約4m飛ばされました。



③男性の体はタイヤに沿うように折れ曲がり、頭もタイヤに打ち付けられました。



④男性は、頭蓋骨骨折、3箇所以上の肋骨骨折、脊椎損傷、大腿骨骨折の傷害を負う結果となりました。

旅客自動車運送事業運輸規則 貨物自動車運送事業輸送安全規則 の一部改正

全業態

令和5年10月1日より、車輪脱落事故に関わった運送事業者及び整備管理者に対する行政処分が導入されました。

- ・車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止
(初違反 20日車、再違反 40日車)
- ・一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した運送事業者等に対し、整備管理者の解任命令

車輪脱落事故防止のため、適切なタイヤ交換作業や、タイヤ交換後のナットの増し締め、日常点検時のナットのゆるみ、ホイールの破損等の確認を行い、事故の未然防止に努めて下さい。

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

貨物

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について（国土交通省自動車交通局長通達）に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事故》

- 2名以上の死者
- 5名以上の重傷者
- 10名以上の負傷者
- 酒気帯び運転を伴う事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 事故による積載物※の飛散・漏洩

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

《事件》

- テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響が大きい事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・事故、事件の概要
- ・発生日時
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・積載物品名、数量及び漏洩した数量
- ※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物
- ・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 （祝祭日を除く月曜～金曜の 8：30～17：15）		連絡先の勤務 時間外 （土・日及び祝 祭日含む）
	直通電話	FAX	
愛知 運輸支局	052- 351-5382	052- 369-2997	090- 1980-3186
静岡 運輸支局	054- 261-7622	054-262- 4345	090- 1980-2482
岐阜 運輸支局	058- 279-3715	058-270- 1065	080- 4123-1106
三重 運輸支局	059- 234-8411	059-238- 1281	090- 2187-9847
福井 運輸支局	0776- 34-1603	0776-34- 2221	090- 2138-1132

電話番号のおかけ間違いにご注意願います